

にしんシニアライフローン

令和 4年 4月 1日現在

商品名

にしんシニアライフローン

1. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">・当金庫の会員または会員となる資格を有する個人および個人事業主の方① 当金庫の地区内に住所または居所を有する方② 当金庫の地区内の事業所に勤務されている方・申込時の年齢が満60歳以上、完済時の年齢が80歳以下の方・国民年金・厚生年金・各種共済年金の公的年金を受給中の方で、当金庫に年金受取口座を有している方、または当金庫に同年金の年金受取口座を指定する手続きをした方・(一社)しんきん保証基金の保証が受けられる方
2. お使いみち	<ul style="list-style-type: none">・健康で文化的な生活を営むために必要な資金で次に該当するもの① 申込人または申込人の家族(配偶者、親、子、孫、兄弟)が必要とする資金 ※申込日時点で、支払日から1ヶ月以内のものに限り支払済資金も可)② 申込人が①を用途として当金庫から借り入れた消費者ローン(借換え直前3ヶ月の約定返済で、3営業日以上履行遅滞が1度もない方に限る)の借換え資金および借換えに伴う繰上完済手数料 ※ただし、事業性資金・株式取得資金・投機的な性格の資金・税金支払い資金・転貸資金・旧債返済資金は除きます。
3. ご融資限度額	<ul style="list-style-type: none">・1万円以上100万円以内(1万円単位)※当金庫からの借入金(当座貸越極度額を含む)が700万円を超える場合、出資をしていただき会員となつていただく必要があります。
4. ご利用期間	<ul style="list-style-type: none">・10年以内(3ヶ月以上1ヶ月単位)・元金返済据置(利払いのみ)期間は6ヶ月以内とします。
5. ご融資形式	<ul style="list-style-type: none">・証書貸付
6. ご融資利率	<ul style="list-style-type: none">・固定金利 年2.90%(保証料を含みます。)・延滞損害金は、返済すべき元金に対し年18.25%となります。
7. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none">・隔月元金均等または隔月元利均等分割返済とします。 (約定返済日は偶数月15日)・毎月元金均等または元利均等分割返済もご利用できます。 (約定返済日は毎月15日)・ボーナス時増額返済はご利用できません。
8. 保証人・担保	<ul style="list-style-type: none">・不要です。
9. 保証会社・保証料	<ul style="list-style-type: none">・一般社団法人しんきん保証基金 保証料はご融資利率に含まれています。
10. 必要書類	<ul style="list-style-type: none">・本人確認書類 運転免許証(取得していない場合は個人番号カード(表のみ)、パスポート、健康保険証、顔写真付住民基本台帳カード、運転経歴証明書のいずれか)※健康保険証の場合は、住民票抄本や公共料金の領収書等、本人確認のための追加の書類が必要となります。※有効期限があるものは、有効期限内のものに限ります。・年金受給額の確認資料 年金裁定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等※お申込みに際し他金融機関から年金受取口座の変更をされる方、もしくはこれから年金を受給予定の方は、当金庫に年金受取口座を指定したことが分かる書類および年金証書が必要です。・資金用途確認書類

	<p>見積書、注文書、請求書等資金使途が確認できる書類 借換の場合：融資残高ならびに申込人本人の借入であることを確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他の資料をご用意いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
11. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・繰上げ返済をされる場合は、繰上償還手数料3, 300円が必要となりますので、あらかじめご了承ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部（9時～17時、電話：0120-67-5563）にお申し出下さい。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出下さい。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
13. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の申込金額と既存の当金庫取扱分および他信用金庫取扱分を含めたしんきん保証基金保証付消費者ローンの現在残高の合計額が3, 000万円以内とします。 ・証書貸付は保証登録内容に基づき現在残高を推定した「推定残高」、当座貸越は、保証登録がなされた「保証金額（貸越極度額）」を現在残高とみなします。 ・資金は、原則として購入先等に振込させていただきます。 ・保証会社の審査結果によっては、ご要望に添えない場合もございます。なお、審査結果の内容等につきましてはお答えしかねますのでご了承下さい。

西中国信用金庫